

令和2年9月28日

各業者 様

豊後大野市財政課契約検査室長

豊後大野市土木・建築設計業務等委託契約約款の一部改正について(通知)

豊後大野市土木・建築設計業務等委託契約約款について、下記のとおり改正しますので、お知らせします。

記

1 改正内容

(1) 適正な履行期間の設定について(土木 第21条の2)(建築 第26条の2)
改正品確法において、発注者の責務として適正な工期等の設定が定められたこと及び改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、変更契約においても、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととする。

(2) その他、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和2年10月1日から施行する。

なお、9月30日までに締結した契約については、従前の例によることとする。

問合せ先 契約検査室契約検査係
TEL 0974-22-1001
内線 2431